

1. 策定経過

■ 審議経過

年月	内容
2019年2月27日	多度津町環境審議会 【第2次多度津町環境基本計画（案）について】
2019年4月10日～5月10日	パブリックコメント 【第2次多度津町環境基本計画（案）について】

■ 多度津町環境審議会 委員名簿

所属等	氏名	任期
香川県環境保健研究センター・所長	橋本 和久	
香川県中讃保健福祉事務所・所長	小河 恵朗	～2019年3月31日
香川県中讃保健福祉事務所・所長	河内 一裕	2019年4月1日～
香川県立多度津高等学校・教諭	西頭 道彦	
多度津地区医師会・会長	◎加藤 哲士	
多度津商工会議所女性会・会長	篠原 雅美	～2019年4月22日
多度津商工会議所女性会・会長	森本 公代	2019年4月23日～
香川県農業協同組合・多度津支店長	石井 あけみ	
多度津町自治衛生組織連合会・会長	西澤 利昭	～2019年5月7日
多度津町婦人連絡協議会・多度津地区・会長	高橋 孝子	
多度津町議会・議員	○尾崎 忠義	
多度津町議会・議員	金井 浩三	
多度津町議会・議員	松岡 忠	
多度津町議会・議員	中野 一郎	
多度津町議会・議員	兼若 幸一	

※敬称略、◎…会長、○…職務代理者

2. 多度津町環境基本条例

■多度津町環境基本条例

平成 13 年 2 月 20 日

条例第 1 号

(前文)

私たちのまち多度津は、金比羅参りの玄関口として栄えた港町であり、多度津京極藩の城下町として古くから栄えたところでもあります。

また、四国最初の鉄道である讃岐鉄道の起点であり、海陸交通の要衝として発展しました。北は瀬戸内海に面しており、砂浜海岸や高見島、佐柳島の美しい風景が展望でき、南は田園地帯が、西にはぶどう畑が続いて、美しい自然環境に恵まれています。

多度津山東部の桃山には県立桃陵公園があり、数千本の桜をはじめ四季を彩る花木があり、近代感覚に溢れる自然公園となっています。

この美しい自然と伝統ある文化の中で、私たちは心豊かに誇りをもって過ごして来ましたが、しかし、急激な産業の発展及び都市化の進展や生活様式の変化は、環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球環境にも影響を及ぼしています。

私たちは、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、その環境を守り次の世代に引き継いでいく責務を担っています。

この使命を深く自覚し、すべての町民の自主的な参加と協調により積極的な環境の保全に取り組む必要があります。

ここに、「緑と花と文化のまち」をまもり、住みよいまちづくりをするため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下「生活環境」という。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、将来にわたって町民の健康で文化的な生活を維持・向上させるため、良好な環境を確保し町民がこの恵沢を享受することができるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本町の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、自然環境の適正な保全を図るとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

（町民の責務）

第6条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第7条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、実施するに当たっては、次の各号に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（1）大気、水、土壌、動植物その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、町民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

（2）生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、地域の特性に応じて、身近な緑、水辺地等における多様な自然環境を保全することにより、町民が自然と共生する豊かな環境を創造すること。

- (3) 歴史的・文化的遺産を保存し、その活用を図るとともに、地域の個性を生かした美しい景観を形成することにより、人と自然との豊かな触れ合いが保たれる潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多度津町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、本町の自然的・社会的特性を考慮して、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ多度津町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境状況等の公表)

第9条 町長は、町民に環境の状況及び町が環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにするため環境報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

(規制の措置等)

第11条 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する公共的施設の整備等)

第12条 町は、下水道、し尿の公共的な処理施設、その他環境の保全上支障を防止するための公共的施設の整備を推進するものとする。

2 町は、公園、緑地その他の公共的設備の整備及び利用のための事業を推進するものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第13条 町は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギー・水の有効な利用、廃棄物の減量及び再利用等が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第14条 町は、県等と連携し、地球環境の保全のため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第15条 町は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により事業者及び町民が環境の保全についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減のための活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第16条 町は、事業者及び町民又は民間団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化に関する活動、生活排水の浄化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(指導、助言及び助成)

第17条 町は、環境の保全のために必要があると認めるときは、民間団体等に対し、指導、助言及び助成を行うことができる。

(調査の実施等)

第18条 町は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 町は、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(環境の保全に関する施策の調整等)

第19条 町は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、これを調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条 町は、環境の保全に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

3. 多度津町環境美化条例

■多度津町環境美化条例

平成 13 年 2 月 20 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町民の健康で快適な生活の確保と良好な地域環境を保全するため、町、町民等、事業者、占有者等のそれぞれの責務を明らかにするとともに、清潔で水と緑の豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町民及び町内に滞在するもの（通過する者を含む。）をいう。
- (2) 占有者等 土地又は建物を占有し、又は管理する者をいう。
- (3) 生活環境 住居としての環境及び当該住居を中心として形成される生活に関する環境をいう。
- (4) 公共の場所 公園、道路、河川、水路、その他これらに類する場所をいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空き瓶、プラスチック容器、たばこの吸殻等をいう。
- (6) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物をいう。
- (7) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で所有者、占有者又は管理者が使用していないものをいう。

(町民等の責務)

第 3 条 町民等は、良好な生活環境をつくるため自ら努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

- 2 町民等は、空き缶等を散乱させないため、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り処分するよう努めなければならない。
- 3 町民等は、地域の良好な生活環境をつくるため近隣の市町民と協力して環境の保全に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動において環境保全のため必要な措置を講ずるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、当該事業所及びその周辺において環境美化活動に努めなければならない。

（占有者等の責務）

第5条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地並びに建物の環境美化及び利用者への啓発に努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

（町の責務）

第6条 町は、良好な環境をつくるための基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 町は、地域の良好な環境を確保するため近隣の市町と協力して環境の保全に努めなければならない。

（公共の場所の清潔保持）

第7条 町民等は、公共の場所の清掃に積極的に協力するとともに、自主的に地域の環境保持に努めなければならない。

（環境美化促進地域の指定等）

第8条 町民は、特に環境美化の促進を図る必要があると認める地域を、環境美化促進地域として指定することができる。

（環境美化の日）

第9条 環境美化の促進について町民の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。

（空き缶等の散乱防止）

第10条 何人も、空き缶等は、自らの責任において適正に処理し、みだりに散乱させてはならない。

（水源の保全）

第11条 何人も、水源及びその周辺の水質の保全について特に配慮しなければならない。

（不法投棄の禁止）

第12条 何人も、公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所にみだりに廃棄物を投棄してはならない。

（回収容器の設置、管理等）

第13条 自動販売機により飲食料を販売する事業者は、その販売によって生ずる空き缶等が投棄されないように回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により、回収容器を設置した事業者は、回収した空き缶等のうち再資源化の可能なものについて、その再資源化に努めなければならない。

(空き地の管理)

第 14 条 空き地の所有者、占有者又は管理者（以下「空き地の所有者等」という。）は、繁茂する雑草、枯れ草又は投棄された廃棄物を放置して周辺的生活環境を損なうことのないよう、常に空き地を適切に管理しなければならない。

2 空き地の所有者等は、第三者に空き地を資材置場、駐車場その他の用途に利用させる場合、置かれた物等により近隣住民に危害や迷惑が及ばないように当該空き地を適切に管理しなければならない。

(愛がん動物の管理)

第 15 条 愛がん動物を飼養する者（以下「飼い主」という。）は、当該動物が近隣住民に危害を与え、又は迷惑を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

2 地域衛生の確保と環境美化を推進するため、愛がん動物の糞等は飼い主の責任において処理しなければならない。

(指導、勧告)

第 16 条 町長は、この条例の全ての規定に違反して行われる行為に対して、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(措置命令)

第 17 条 町長は、前条の指導又は勧告に従わなかったときは、相当の履行期限を定めて、改善その他の必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(代執行)

第 18 条 町長は、空き地の所有者等が前条の規程による措置命令を受け、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは、当該空き地の雑草等の除去を行うことができるものとし、その費用は空き地の所有者等から徴収する。

(立入調査)

第 19 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、空き缶等が散乱している土地、自動販売機が設置されている土地若しくは建物又は空き地の立入調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 20 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 第13条の規定に違反し、第17条の規定による措置命令に従わないものは、5万円以下の過料に処する。

2 第14条の規定に違反し、第17条の規定による措置命令に従わないものは、3万円以下の過料に処する。

3 第12条及び15条の規定に違反し、第17条の規定による措置命令に従わないものは、2千円の過料に処する。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務について、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料に処する。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

4. 環境用語集

英数字

■COOL CHOICE

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、国が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

■ISO14001

「国際標準化機構（International Organization for Standardization）」が発行する「環境マネジメントシステム」の仕様を定めた規格。

■SNS

「Social Networking Service」の略で、登録した利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。

友人、趣味仲間、地域住民等が集まり、コミュニケーションを図ることが可能で、組織等における広報としても利用されている。

■ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

正式名称は、「Net Zero Energy Building」。建築物の高断熱化と高効率設備等の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロになる建築物。

■ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

正式名称は、「Net Zero Energy House」。住宅の高断熱化と高効率設備等の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロになる住宅。

■3R

廃棄物等の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3つの頭文字をとったもの。

■3010 運動

宴会時での乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開きとなる 10 分前には自分の席に戻り、再度料理を楽しむことを呼びかけて食品ロスを削減するキャンペーン。

あ 行

■悪臭防止法

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について、必要な規制を行うこと等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として 1971 年に制定され、その後、数回にわたって改正された。

主な内容としては、都道府県知事が市町村長の意見を聴いた上で、規制地域を指定するとともに、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止する。

■アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれ、熱、酸やアルカリなどに強く、安価なことから耐火被覆材、断熱材、保温材等に使用されてきたが、体内に吸引した場合、肺の中の組織に刺さり、15～40 年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こす恐れがある。

■ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により、暖かく効率的に格好良く働くことができるというイメージを分かりやすく表現した秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。

重ね着をする、温かい食事を摂るなどが工夫例としてある。

■エコアクション 21

中小企業等において、容易に環境への配慮に向けた取り組みを進めることができるよう、環境経営の仕組み、環境への取り組み、環境報告を一つに統合した環境省が定める環境配慮に関する手法。

■エコツーリズム

自然環境や歴史文化を自ら体験して学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

■ エコドライブ

穏やかな発進、加速・減速の少ない運転、アイドリング抑制など、燃料消費と環境への負荷が少ない自動車の運転を心がけるもので、温室効果ガス排出量の削減にもつながる。

■ エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、持続性の高い農業生産方式（環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図るため、堆肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う農業生産方式）を導入する計画を作成し、知事の認定を受けた農業者をいう。

■ エコマーク製品

1989年から「公益財団法人日本環境協会」が運営する環境ラベルの制度によって認定された商品。

生産から廃棄までのライフサイクル全体を通じ、環境負荷が少ないものを指す。

■ 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し、再放出する気体。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7種類を定めている。

か 行

■ 化学的酸素要求量（COD）

「Chemical Oxygen Demand」の略称。

水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもののこと。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

■環境基本法

「公害対策基本法」、「自然環境保全法」を基に、地球化時代の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律として1993年に制定された。

基本理念に(1)環境の恵沢の享受と継承等、(2)環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3)国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。

その他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策(「環境基本計画」、「環境基準」、「公害防止計画」、「経済的措置」など)が順次規定されている。

また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

■環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たって環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組み。

■緩和策

大気中の温室効果ガス濃度を安定させるため、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及拡大、二酸化炭素の吸収源対策などを指す。

■気候変動適応法

国による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、「国立研究開発法人国立環境研究所」による気候変動への適応を推進するための業務の実施、「地域気候変動適応センター」による気候変動への適応に関する情報の収集及び提供等の措置の実施が定められ、2018年6月に公布された。

これにより、国における適応策が初めて法的に位置づけられることとなり、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための枠組みが整備された。

■クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、涼しく効率的に格好良く働くことができるというイメージを分かりやすく表現した夏の新しいビジネススタイルの愛称。

ノー上着等の軽装スタイルがその代表としてある。

■ グリーン購入

製品やサービスを購入する際に必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、品質や価格だけでなく、可能な限り環境に対する負荷が小さいものを優先的に購入することを指す。

■ グリーン購入法

正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。

2000年5月に持続可能な発展による循環型社会の形成を目指し、供給面だけでなく、国等が自ら率先して環境物品等を優先的に購入することで、需要の面からも環境物品等の市場を促進することを目的として制定された。

グリーン購入法では、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の分野・品目（特定調達品目）と「判断の基準」を基本方針として定めている。

■ グリーン・ツーリズム

農山漁村に滞在し、訪れた地域の人々との交流を通じて自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、様々な体験等を楽しむ余暇活動。

■ 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質とされる。

粘膜を刺激して目やのどに影響を与え、植物を枯らし、ゴムの損傷を早めたりする。日差しの強い夏期に高濃度になりやすい。

■ 国連気候変動枠組条約

1992年に「国連環境開発会議（地球サミット）」で採択され、大気中の温室効果ガスの増加が地球温暖化を招き、生態系等に悪影響を及ぼす恐れを人類共通の関心事として確認し、大気中の温室効果ガス濃度を安定させ、現在及び将来の気候の保護を目的としている。

気候変動による様々な悪影響を防止するための取り組みの原則や措置等を定めている。

■再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用が可能な再生可能エネルギー源を利用することによって生じるエネルギーの総称。

具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■振動規制法

1976年に制定され、工場・事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動に必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

法律では、都道府県知事が工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴う発生する振動を規制する地域を指定し、指定された地域内で著しい振動を発生する施設(特定施設)を有する工場・事業場への規制基準を遵守させるための所要の措置を講ずることになる。

一方、指定地域内で著しい振動を発生する作業(特定建設作業)を伴う建設工事については、事前に市町村長に届出を提出すること等の措置が定められている。

また、市町村長は道路沿道において道路交通振動が一定の限度(要請限度)を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときには、都道府県公安委員会に対し、交通規制を行うよう要請することができ、道路管理者に対しては、道路の改善等を要請できることになっている。

■省エネルギー診断

電気・ガスなどのエネルギーの使用状況や設備の保有状況・稼働状況について、専門家による訪問調査で確認し、省エネルギー対策を提案する事業。

事業所や家庭の電力についてだけでなく、燃料や熱などのエネルギー全般に関する幅広い診断を実施した上で、状況に応じたアドバイスを受けることができる。

■持続可能な開発目標【SDGs】

英語名の正式名称は「Sustainable Development Goals」。

2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(「leave no one behind」)ことを誓っている。

■循環型社会形成推進基本法

2000年6月に公布され、循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、国の役割が規定されている。

特に事業者・国民の「排出者責任」の明確化や生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立している。

また、循環的な利用が行われる物品と処分が行われる物品を「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促している。

法律では処理の優先順位が初めて法定化され、(1)発生抑制、(2)再使用、(3)再生利用、(4)熱回収、(5)適正処分の優先順位となっている。

■食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

■水質汚濁防止法

水質汚濁防止を図るため、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として「環境基準」が「環境基本法」に基づいて設定されている。

設定に際しては、水利用の観点から定められている水道水の基準、農業用水の基準、水産関係の基準等が参考とされている。

環境基準を達成することを目標に「水質汚濁防止法」に基づき、特定施設を有する事業場からの排水規制及び生活排水対策の推進を実施している。

法律では、工場や事業場から排出される水質汚濁物質について、物質の種類ごとに排水基準が定められており、水質汚濁物質の排出者等はこの基準を守らなければならない。

■生物化学的酸素要求量（BOD）

「Biochemical Oxygen Demand」の略称。

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

■騒音規制法

1968年に「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音に必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること」を目的として制定された。

法律では、都道府県知事が工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴って発生する騒音を規制する地域を指定し、指定された地域内で著しい騒音を発生する施設（特定施設）を有する工場・事業場への規制基準を遵守させるための措置を講ずることになる。

一方、指定地域内で著しい騒音を発生する作業（特定建設作業）を伴う建設工事については、事前に市町村長に届出を提出する等の措置が定められている。

また、自動車騒音については、環境大臣が自動車騒音の大きさの許容限度を定めることになっている。

更に、市町村長は道路沿道において自動車騒音が一定の限度（要請限度）を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときには、都道府県公安委員会に対し、交通規制を行うよう要請することができるとともに、道路管理者に対して道路構造の改善等の意見を表明することができることになっている。

■ソーシャルメディア

インターネットを利用して誰もが手軽に情報を発信し、やりとりが可能な双方向のメディア。

「ブログ」、「Facebook」や「Twitter」等の「SNS」、「YouTube」や「ニコニコ動画」等の動画共有サイト、「LINE」等の「メッセージングアプリ」がある。

た 行

■大気汚染防止法

国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、人の健康を保護し生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準である「環境基準」が「環境基本法」において設定されている。

この環境基準を達成することを目標にして、「大気汚染防止法」に基づいた規制を実施している。

■ 第5次エネルギー基本計画

2002年6月に制定された「エネルギー政策基本法」に基づき、国が策定するもので、安全性、安定供給、経済効率性の向上、環境への適合というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性が示されている。

2018年7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」では、2030年に向けた方針として、エネルギーミックスの確実な実現へ向けた取り組みの更なる強化を行うこととし、2050年に向けては、「パリ協定」の発効に見られる「脱炭素化」への世界的なモメンタムを踏まえ、「エネルギー転換・脱炭素化に向けた挑戦」を掲げ、あらゆる選択肢の可能性を追求していくこととしている。

■ 第五次環境基本計画

「環境基本法」に基づき、国の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものとして2018年4月に閣議決定された。

「SDGs」、「パリ協定」の採択後に初めて策定される環境基本計画であり、「SDGs」の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などのあらゆる観点からイノベーションを創出すること、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。

また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取り組みを推進していくこととしている。

■ 第四次循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2018年6月に閣議決定された。

環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、(1) 地域循環共生圏形成による地域活性化、(2) ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、(3) 適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向け、概ね2025年までに国が講ずべき施策が示されている。

■地域循環共生圏

地域で循環が可能な資源については、なるべく地域で循環させ、それが困難なものについては、物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していこうとする考え方。

最近では、「第五次環境基本計画（2018年4月閣議決定）」、「第四次循環型社会形成推進基本計画（2018年6月閣議決定）」においても言及されている。

■地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体の地表や大気の温度が上昇する現象。

■地球温暖化対策計画

2015年12月に採択された「パリ協定」や2015年7月に国が国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として2016年5月に閣議決定された。

国全体で、2030年度に2013年度比で26%の温室効果ガス排出量を削減するとの中長期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけ、国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるもの。

■地産地消

地域で生産された様々な生産物や資源（農林水産物等）をその地域で消費することを指す。

■低公害車導入

排気ガスを発生しない、又は排気ガス発生量が相当程度少なく、燃費性能が相当程度高いと認められる自動車。「電気自動車(EV)」、「ハイブリット自動車(HV)」及び「燃料電池自動車(FCV)」等がある。

■適応策

地球温暖化による気候の変動や気温・海水面の上昇等に対して人や社会、経済のシステムを調節し、影響を軽減しようとする対策。

渇水・治水対策、熱中症予防、感染症対策、農作物の高温障害対策等がある。

■電気自動車

バッテリー（蓄電池等）に蓄えた電気をモーターに供給し、走行のための駆動力を得る自動車。

走行時に大気汚染物質を全く出さないため、低公害車と位置づけられ、走行に伴う騒音も大幅に低減される。

■統一省エネラベル

省エネ法によって定められた省エネ基準（年間消費電力量、エネルギー消費効率等）に基づくラベル。

機器の省エネ性能について、市場における位置づけを5段階で表示する多段階評価や年間の目安電気料金等を示している。

■特定外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に導入されることで、本来の分布域を越えて生息、または、生育することとなる生物種。

このうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、または、及ぼすおそれがあるものについては、国が「特定外来生物」に指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されている。

な 行

■二酸化炭素

常温常圧では無色、無臭の気体で、水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示す。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことによって発生する。

地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスで、人間の活動に伴う化石燃料の消費、セメント生産、森林破壊等の土地利用の変化などにより、大気中の二酸化炭素濃度は増加している。

■ 廃棄物処理法

廃棄物の排出を抑え、発生した廃棄物はリサイクルする等の適正な処理を行い、生活環境が安全に守られることを目的としている。

また、関連する法律として、循環型社会の構築に向けた「循環型社会形成推進基本法」、個別の廃棄物のリサイクルを推進するための法律として、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」といった各種リサイクル法がある。

■ ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

■ パークアンドライド

都市における交通渋滞や駐車場不足を緩和するため、都市周辺部の鉄道駅などに駐車場を設置し、そこから公共交通機関（主に鉄道）を利用して都心部に乗り入れる方法。

■ パリ協定

2015年12月にフランスのパリで開催された「第21回国連気候変動枠組条約締結国会議（COP21）」で採択が行われた気候変動抑制に関する2020年以降の地球温暖化対策を定めた条約加盟196カ国全てが参加する枠組み。

■ 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は1mmの千分の1）以下の小さな粒子のことで、非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響も心配されている。

発生源としては、ボイラー、焼却炉等のばい煙が発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんが発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、更には、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

■浮遊物質

水中に浮遊または懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質。

沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれ、SS や懸濁物質と呼ばれることもある。

検体の水をガラス繊維ろ紙を用いて濾過し、乾燥した後、濾紙上に捕捉された量を秤量する。検体の水 1 リットル中の重さに換算して浮遊物質とす。

浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死ぬことや光の透過が妨げられ、水中の植物の光合成に影響し、発育を阻害することがある。

排水の排水基準、公共用水域の環境基準、下水道への放流基準で規制されている。

■フロン排出抑制法

オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の製造から製品への使用、回収、再生・破壊に至るまでのフロン類のライフサイクル全体における抜本的な排出抑制措置について定めた法律。

2013 年 6 月に「旧フロン回収・破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）」を改正し、2015 年 4 月から施行された。

この法律では、クロロフィルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（HFC）が対象となっている。

■フロン類

「フロン排出抑制法」の対象となるクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）。

ま 行

■マイクロプラスチック

微細なプラスチックごみ（5 mm以下）のことで、含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

■ ライトダウン

環境省が 2003 年から地球温暖化の防止に向けて、ライトアップ施設や家庭の照明を消すことを呼び掛けるキャンペーン。

■ リターナブルびん

一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど繰り返し使用されるガラスびん。小売店を通して回収された後、酒類・飲料・調味料メーカーで洗浄され、中味を詰めて再び商品として販売される。